



公職選挙の投票区再編について

■概要

社会情勢の変化に伴い、投票環境の充実と安定的に持続可能な投票所の運営を目指し、投票しやすい環境の整備、投票管理者及び投票立会人の負担軽減、様々な業務に同時に対応できる職員体制の整備を行うため、次回選挙から5投票区の再編を実施することを令和5年12月18日開催の南丹市選挙管理委員会で決定したのでお知らせします。

なお、投票区再編により新投票所までの距離が他の地域と比較し、遠方となる2つの旧投票区については、旧投票所に移動期日前投票所を投票日の前日に各2時間設置することとしています。

また、協議中の投票区の再編については、今後も対象となる地域への説明を行い、少しでも多くの方にご理解をいただいで進めていくこととしています。

【投票区数】

- ・ 合併から令和5年4月9日執行京都府議会議員一般選挙まで 68投票区
- ・ 令和5年4月9日執行京都府議会議員一般選挙時 55投票区
- ・ 次回選挙から 42投票区（決定済8投票区＋今回決定5投票区）

【投票機会確保等の取組】

①商業施設（ファッション館ダイコー）での期日前投票

買い物の際に投票ができるよう投票日の前日に商業施設に期日前投票所を設置

②期日前投票に市営バス等を利用される際の運賃無料化

期日前投票に市営バス、デマンドバス、ぐるりんバス、京阪京都交通バスを利用される方の運賃を無料化

③移動期日前投票所の設置

投票区再編により、他の地域と比較して投票所までの距離が遠方となる地区について、投票日前日に2時間、旧投票所に移動期日前投票所を設置

④投票管理者及び投票立会人の交代制の導入

投票管理者及び投票立会人のうち、交代を希望された場合の交代可能

⑤共通投票所の設置

選挙当日南丹市内のいずれの投票所でも投票ができる共通投票所制度を遅くとも令和7年7月執行予定の参議院議員通常選挙から導入予定

本リリースに関するお問い合わせ先
南丹市選挙管理委員会事務局（南丹市総務部総務課） 担当：吉田 TEL0771-68-0002

再編関係投票区

| 再編後 | | | 再編前 | | |
|--------|------------|--|--------|-------------------|---------------------------------|
| 投票区 | 投票所名 | 投票区の区域 | 投票区 | 投票所名 | 投票区の区域 |
| 第20投票区 | 南丹市立八木東小学校 | 八木町青戸、八木町屋賀上、八木町刑部、八木町北広瀬の区域 | 第20投票区 | 青戸公民館 | 八木町青戸、八木町屋賀上の区域 |
| | | | 第25投票区 | 北広瀬区公民館 | 八木町刑部、八木町北広瀬の区域 |
| 第60投票区 | 南丹市役所美山支所 | 美山町島、美山町長谷、美山町上司、美山町和泉、美山町静原、美山町高野（今宮、栃原）の区域 | 第60投票区 | 南丹市役所美山支所 | 美山町島、美山町長谷、美山町上司、美山町和泉、美山町静原の区域 |
| 第61投票区 | | | 第61投票区 | 砂木会議所 | 美山町高野の区域 |
| 第62投票区 | よっこらしょ | 美山町高野（砂木）、美山町鶴ヶ岡、美山町豊郷、美山町盛郷、美山町福居の区域 | 第62投票区 | 南丹市美山林業者等健康管理センター | 美山町鶴ヶ岡の区域 |
| 第63投票区 | | 豊郷公民館に移動期日前投票所を設置 | 第63投票区 | 豊郷公民館 | 美山町豊郷の区域 |
| 第64投票区 | | | 第64投票区 | 盛郷公民館 | 美山町盛郷の区域 |
| 第65投票区 | | 福居公民館に移動期日前投票所を設置 | 第65投票区 | 福居公民館 | 美山町福居の区域 |